

経営改善支援資金

(経営アシスト)

令和7年4月受付開始!

経営をアシストする融資

売上や売上総利益が減少し、経営改善等に取り組む区内中小企業者向けに、融資資金をあっせんします。

融資上限額	返済期間	資金用途	利率(年)	本人負担	信用保証料補助
2,000万円	9年以内 (据置12か月を含む)	運転設備	2.1%	1年目 0% 2年目以降0.5%	全額補助

「経営改善支援資金」3つのメリット!

① 利子、信用保証料を補助!

1年目の利子自己負担率**0%**(2年目以降は**0.5%**)、信用保証料は**全額補助**します。

② 事業計画書の作成支援!

経営改善等に関する事業計画書の作成を、江東区経営相談員が丁寧に支援します。

③ 長期での返済が可能!

返済期間が最長**9年**(据置12か月を含む)で、**長期的に経営改善をアシスト**します。

お問合せ



地域振興部経済課融資相談係
(江東区役所4階28番窓口)

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28
TEL. (03) 3647-2331(直通)



<区HP>

※詳細は裏面をご覧ください。

ご利用条件と注意事項

- (1) 区内に住所又は主たる事業所があること
(個人:住所又は主たる事業所があること 法人:本店所在地があること)
- (2) 区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること
- (3) 所得税(法人税)の申告をし、完納していること
- (4) 申込日時点で納期の到来している特別区民税・都民税(法人都民税)を完納していること
- (5) 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- (6) 許認可の必要な業種を営んでいる方については、その許認可を受けていること
- (7) 中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証制度)第1～8号のうちいずれかの認定を受けていること
- (8) 直近の3か月の売上高又は売上総利益が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少していること

例:令和7年2月～4月の売上高と比較する場合、令和4、5、6年のいずれかの同時期(2月～4月)と比較可能

- (9) 経済課所定の経営改善に関する計画書を作成のうえ、江東区経営相談員の審査を完了すること(江東区経営相談で計画書の作成支援、審査を行います)

詳細な利用条件、申請方法及び必要書類等は
区ホームページ(HP)をご確認ください。

〈区 HP〉
詳細はこちら→



経営相談をご利用ください！

経営改善資金の申込に際して、江東区経営相談をご予約頂き、江東区経営相談員とご相談の上で、経営改善に関する計画書の審査を完了していることが必要です。

融資の申込をご希望の方は、必要書類を揃えたうえで、**経営相談のご予約**をお願いいたします。

江東区経営相談では、融資に関する計画書のご相談以外も、経営に関連する相談を中小企業診断士等と無料で行うことが可能です。

オンライン(Zoom)による相談も可能です。
皆様のご利用をお待ちしております！

江東区 経営相談予約

検索

〈経営相談予約 HP〉
詳細はこちら→



Zoom相談も
実施中！

対面形式

【経営相談の概要】 令和7年4月時点 ※最新の情報は区HPをご確認ください。

	経営相談	創業相談	税務相談	労務相談
曜日	月曜～金曜(祝日・年末年始除く)		第1・3・5水曜	第2・4水曜
時間	10時・11時・13時・14時		13時・14時・15時	13時・14時・15時・16時
相談員	中小企業診断士		税理士	社会保険労務士
内容	区内中小企業者の皆様がお抱える経営上の様々な課題について相談に応じます。経営改善支援資金等の計画書の審査を実施します。	創業をお考えの方や創業初期(創業5年未満の方)の方を対象に、創業に関連する様々な課題について相談に応じます。	区内中小企業者や区内で創業をお考えの方を対象に、法人・個人事業主の確定申告や決算、消費税、経理処理、事業承継、廃業、税制等、税務全般について相談に応じます。	区内中小企業者や区内で創業をお考えの方を対象に、雇用や賃金・労働時間等の労働条件から助成金の活用方法、就業規則の作成・見直し等、労務全般について相談に応じます。